

別表 1-1 (ワンストップ相談窓口) 【既存】

市町村が実施する創業支援等事業 (堺市)

創業支援等事業の目標
1. 本市における創業者支援体制 堺市では、長年に渡り、中百舌鳥地域に立地する3機関が役割分担し、連携して創業者の支援を行っている。主な役割としては、「堺商工会議所」では経営相談窓口や創業者のためのセミナー等による支援、「さかい新事業創造センター」ではビジネスインキュベーションの役割を担い入居する創業者の支援、「堺市産業振興センター」ではエキスパート派遣やビジネスマッチング等の専門性の高い経営支援、となっている。 2. 創業支援等事業計画について 創業支援等事業計画は、市内の3つの支援機関（堺商工会議所、さかい新事業創造センター、堺市産業振興センター）と連携しながらきめ細やかな創業者支援を推進する。 創業支援等事業 窓口での相談、創業者の発掘・育成、専門家による指導、経営セミナー等の支援を、別表1、別表2に記載するとおり3機関が連携し、事業を実施する。 堺市および3機関全体での支援目標数値は、以下のとおりとする。 ・年間936人の支援 ・相談支援型、創業塾型支援を受けた者の2割が創業 各機関における当該支援を受けた者のうち、目標創業数は、以下とする。 ※堺市 窓口相談等：(70人創業/年間90人相談) ※別表1-1参照 ※堺市 創業者支援資金融資等：(3人創業/年間10人支援) ※別表1-1、1-2参照 ※堺市 イノベーション創出促進事業：(9人創業/年間19人支援) ※別表1-3参照 ※堺商工会議所 窓口相談等：(45人創業/年間360人相談) ※別表2-1参照 ※堺商工会議所 創業ゼミ等：(20人創業/年間140人受講) ※別表2-2参照 ※堺商工会議所 人材育成等：(10人創業/年間200人利用) ※別表2-3参照 ※さかい新事業創造センター インキュベーション事業：(50人創業) ※別表2-4参照 ※さかい新事業創造センター 起業家育成キャンパス事業：(10人創業/年間30人受講) ※別表2-5参照 ※さかい新事業創造センター 起業家支援事業：(6人創業/年間76人受講) ※別表2-5参照 ※堺市産業振興センター ビジネスマッチング事業等：(10人創業) ※別表2-6参照 【年間目標数】 創業支援対象者数：90人、創業者数：70人 ※本市の外郭団体である公益財団法人堺市産業振興センター及び株式会社さかい新事業創造センターにおける窓口相談件数の合算により算出。 別表 2-4：支援 50 人／創業 50 人、別表 2-5：支援 106 人／創業 16 人 別表 2-6：支援 10 人／創業 10 人 (全体数) 創業支援対象者数：985人、創業者数：233人
創業支援等事業の内容及び実施方法
事業計画全体に関して、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる事業を行う創業者は支援を行わないものとする。また事業計画全体に関して、創業者の状況管理については、電話等で連絡を取り、創業の状況を確認するとともに、必要に応じて、関係機関と連携して創業後のフォローアップを行う。 ○「創業に至るまでの支援」と「創業後のフォロー・支援」の体制について 創業支援は、本市及び中百舌鳥地域に立地する3つの支援機関（堺商工会議所、さかい新事業創造センター、堺市産業振興センター）が連携し、事業を実施する。 以下のとおり、各事業を創業前の支援、創業後の支援・フォローに以下のように分類し、起業の苗

床づくり～事業継続のフォローまで、4者が一体となって盤石の体制で支援する。

※個々の創業者の経営実態に合わせた支援となり、すべての創業者がこれに当てはまるものではない。

【創業前の支援】

- ・堺商工会議所：相談窓口、創業支援セミナー、創業ゼミ、創業交流会（別表2-1, 2）
- ・さかい新事業創造センター：入居者支援、起業家育成キャンパス、起業家支援事業（別表2-4, 5）

【創業後のフォロー・支援】

- ・堺市：インキュベーション家賃補助、創業者融資制度（別表1-1, 1-2）
- ・堺商工会議所：交流会勉強会、人材育成・販路開拓支援事業（別表2-2, 3）
- ・さかい新事業創造センター：入居者支援（別表2-4, 5）
- ・堺市産業振興センター：ビジネスマッチング、エキスパート派遣事業、人材育成事業（別表2-6）

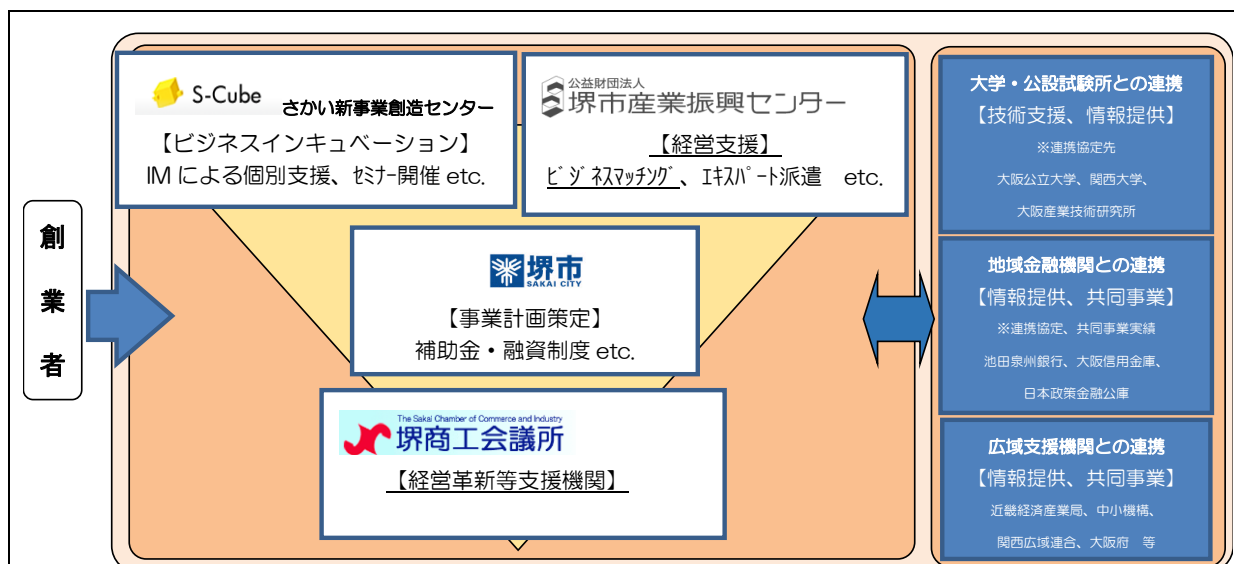
○目標に対する実施状況調査

- ・年間985人の支援
→各支援機関に対し、年度末に照会を行い、積算を行う。
- ・相談支援型、創業塾型支援を受けた者の2割が創業
→各機関は、メール、電話等で創業の確認を行うことを要件として支援を実施し、年度末に創業者数を集計する。窓口業務においては、4回以上支援した者への相談実績から創業の確認を行う。
→市は、各支援機関に対し、年度末に照会を行い、積算を行う。
- ・インキュベーション支援型で受けた者の10割が創業
→市は、さかい新事業創造センターからの報告を受け、確認する。

○窓口を含めて他支援業務（連携機関含む）における役割分担について

- ・堺商工会議所：窓口相談による個別支援（経営、財務、販路開拓等）、
創業計画書のブラッシュ・アップ、HP等による創業支援等事業全体の周知
- ・堺市：窓口相談による個別支援、特定創業支援等事業認定窓口の設置、
インキュベーション施設補助、制度融資
- ・大阪公立大学、関西大学、大阪産業技術研究所：技術支援、技術情報提供
- ・池田泉州銀行、大阪信用金庫、日本政策金融公庫：金融相談、金融支援

上記2機関以外、すなわち堺市産業振興センター、さかい新事業創造センター、また連携機関である大学・公設試験所、地域金融機関、広域支援機関においても、創業者からの電話や来訪があった際、それぞれが相談を行い、内容に応じて、適切な機関・支援事業を紹介している。当計画をもって、互いがそれぞれの機能・役割についての認識をさらに深め、電話等で連絡を取り合い、適切な機関・支援事業に誘導する等し、より効果的・実効性ある創業者向けの相談及び支援を行う。



(1) 創業支援等事業の内容

① 特定創業支援等事業者の証明

堺市および創業支援等事業者（堺商工会議所、さかい新事業創造センター、堺市産業振興センター）実施の特定創業支援等事業をあわせて、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」について1カ月以上にわたり、合計4回以上の継続的な支援を受けた者を「特定創業支援等事業」を受けたものとして証明する。

② 経営相談窓口の設置

市に経営相談窓口を設置し、経営・技術・情報・補助金等について、内容に応じ、施策概要の説明を行うほか、専門分野（特に、創業にかかる税務・経理・事業承継・法律・労務管理等）に関する相談窓口を設置する。

③ 創業・スタートアップ創出育成支援業務

起業しようとする人材を発掘し、育成を行うため、セミナーや個別サポートを行う。

④ インキュベーション事業

市、中小企業基盤整備機構、堺商工会議所が出資するインキュベーション施設「さかい新事業創造センター（S-Cube）」の創業まもない入居者に対し、インキュベーションマネージャーによる経営、財務、人材育成、販路開拓等、総合的な支援を実施する。

⑤ インキュベーション施設賃料補助

「さかい新事業創造センター（S-Cube）」の賃料を3年間、1/2（本社が堺市外の場合1/4）の補助金を交付し、経費負担を低減し、創業しやすい環境を提供する。

※当事業、別紙記載の他機関実施の創業支援等事業と合わせ、1ヶ月以上にわたり、合計4回以上の継続的な支援を実施することにより「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識を身に付けさせる。これを「特定創業支援等事業」とする。

<創業に必要な要素と各連携機関が担う役割>

1. ターゲット市場の見つけ方

堺市が窓口相談時に市場ニーズを把握し、情報提供する。また、創業支援等事業者（堺商工会議所、さかい新事業創造センター、堺市産業振興センター）が特定創業支援等事業を実施する際に、より具体的に成長市場の情報把握に努める。

2. ビジネスモデルの構築の仕方

堺商工会議所がアイデアをまとめ、事業計画に落とし込むまでのビジネスモデル構築についてのアドバイスを個別相談窓口や創業ゼミ等で実施する。また、S-Cube においては、主にインキュベーションの施設入居者や創業間もない不安定な時期の事業計画のブラッシュアップやそれぞれの課

題解決（経営、財務、人材育成、販路開拓）を行うよう取り組む。

3. 売れる商品・サービスの作り方

堺商工会議所が商品・サービスに対し、専門的見地から強み、弱みを含めたアドバイスを行う。また、堺市が、創業者が開発した新規の商品・サービスについて、市の調達を実施しやすい環境を整えるとともに、新規性や市場性についてのアドバイスを行う。

4. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

堺商工会議所がターゲット、販売方法、価格等のアドバイスを行い、販路開拓のための機会の提供を実施する。また、堺市産業振興センターでは、堺市内企業を訪問し収集した製品・技術に関する様々な情報をベースに、ビジネスマッチング支援を行う。

5. 資金調達

日本政策金融公庫、池田泉州銀行、大阪信用金庫が資金調達へのアドバイスや金融支援を行うとともに、堺市が制度融資を行う。また堺商工会議所が補助金等の申請書に関する書類作成の補助を行う。

6. 事業計画書の作成

堺商工会議所が事業計画書の策定について専門家と一緒にアドバイスを行う。S-Cube においては、主にインキュベーションの施設入居者や創業間もない不安定な時期の事業計画のブラッシュアップを行う。

また、補助金等の申請については、堺商工会議所等の認定経営革新等支援機関が連携してサポートを行う。

7. 許認可、手続き

堺商工会議所及び堺市が、創業手続き・許認可についてのアドバイスを行う。

また、より詳細な知識を必要とする場合には、さかい企業家応援団など、専門的な知識を持っている機関を紹介し、税務、労務管理、企業手続きアドバイスを行ってもらう。

8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

創業後の事業展開や新分野への進出可能性等については、堺市及び創業支援等事業者（堺商工会議所、さかい新事業創造センター、堺市産業振興センター）がそれぞれの強みを生かして、継続的なアドバイスを行う。

（２）創業支援等事業の実施方法

①特定創業支援等事業者の証明

特定創業支援等事業者の証明に際し、事業者が特定創業支援等事業による支援を適切に受けたことを確認するため、創業支援等事業者（堺商工会議所、さかい新事業創造センター、堺市産業振興センター）は、市からこれについて要請があった際、回答することとする。

複数の創業支援等事業者にて、特定創業支援等事業を受けた者については、市は各創業支援等事業者に対し照会を行い、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の４つの知識が身に付く支援をすべて受けたことを確認する。

事業者が当該事業による支援を適切に受けたことが確認できた際、市の基準に基づき収受し、これを証明する。名簿は、市の基準に基づき、創業支援計画の認定期間中、保存する。

事業者に対し、毎年度末に、書面をもって証明後の状況確認を行う。

<特定創業支援等事業者の証明の流れ>

1. 事業者から、当市に対し、証明の依頼

※「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」をどの創業支援機関で支援を受けたかを記載

例) 「経営」：堺商工会議所の創業支援セミナー

「財務」：堺市産業振興センターのエキスパート派遣制度

「人材育成」：堺商工会議所の人材育成事業

「販路開拓」：堺市産業振興センターのビジネスマッチング事業

↓

2. 市が、※に記載の創業支援機関に確認の依頼

↓

3. 各支援機関が、管理している受講者名簿等に基づき、確認し、市に回答 ↓ 4. 市が、3の回答に基づき、一ヶ月をかけ全ての支援を受けた事が確認できた際、証明書発行 ↓ 5. 特定創業支援等事業者に対し、書面をもって毎年度末に状況確認を行う。 ②経営相談窓口 ・イノベーション投資促進室を担当窓口とし、毎日1人担当者を配置する。 ・専門分野の相談業務については、堺商工会議所に委託する。(別表2-1) ③創業・スタートアップ創出育成支援業務、④インキュベーション事業 (株)さかい新事業創造センターに委託する(別表2-4、2-5) ④インキュベーション施設賃料補助 入居実績に基づき補助金を交付する。(年2回) 加えて、個々创业者の事業の継続性を高めるべく、必要な支援内容に応じて、中小企業基盤整備機構近畿本部等の制度活用、金融機関との連携を通じた支援を行う。
計画期間
平成26年4月1日～令和9年3月31日 変更箇所については、令和7年4月1日～令和9年3月31日

別表 1－2（創業者支援資金融資）【拡充】

市町村が実施する創業支援等事業（堺市）

創業支援等事業の目標	
（１）創業の実現に必要な資金を融資することにより創業者を支援する。 融資目標額 30,000 千円(10,000 千円×3 人) 対象者数 本融資制度の利用申込者10人に対し、融資決定者数（創業者数）3人を目標とする。 【年間目標数】 創業支援対象者数：10 人、創業者数：3 人	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
○融資における支援について （１）創業支援等事業の内容 ・堺市創業者支援資金融資の実施 対象者 市内において新たに事業を営むため必要な準備を行っている方、または事業開始 6 ヶ月未満の方、もしくは堺市の特定創業支援等事業による支援を受けた創業から 2 年未満の方 融資額 2,000 万円または、総資金の 4/5 以内 金利 1.3%※ 担保 有担保 ※泉北ニュータウン又は中百舌鳥エリア（具体的なエリアは堺市 HP に掲載）では、運転資金や設備投資融資の利率を 1.0%に優遇 ※成長産業分野や IoT/IT 技術の導入、DX 推進にかかる設備投資を行う場合は貸付利率を 1.0%に優遇 融資期間 運転資金 5 年 設備資金 7 年 信用保証 堺市産業振興センターによる保証 保証料 保証合計額 1,000 万円以下 年 0.5% 保証合計額 1,000 万円超 年 0.7% ・無担保保証の実施 法人設立10年以内で堺市の中百舌鳥地域スタートアップ・ベンチャー等支援補助金（事務所等賃借料補助）の採択を受けた方又は株式会社さかい新事業創造センター（S-Cube）の入居者のうち同センターから推薦のある方が、堺市創業者支援資金融資を利用する際には、堺市産業振興センターが無担保で保証を行う。 ・信用保証料補助制度の実施(補助率 100%) （２）創業支援等事業の実施方法 金融担当を堺市産業振興センター内に設置し、堺商工会議所、さかい新事業創造センターとの密接な連携のもと、当制度の周知・活用を図る。	
計画期間	
平成 26 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 変更箇所については、令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日	

別表１－３（イノベーション創出促進事業）【拡充・特定創業支援等事業】

市町村が実施する創業支援等事業（堺市）

創業支援等事業の目標
・ 社会課題解決型ビジネスの創業に向け、社会課題の構造理解やビジネスモデルの作成支援、資本政策の知識獲得等のプログラムを通じた支援を行う。 対象者数 プログラム参加者15人に対し、創業者数5人を目標とする。 【年間目標数】 創業支援対象者数：19人、創業者数：9人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 イノベーション創出促進事業 ※特定創業支援等事業 「社会課題の解決」と「持続可能な成長」の両立をめざす者に対して、社会課題の理解促進やロジックモデル等を通じたビジネスモデルの構築、事業にあった資本政策の知識獲得などの支援を行う。 スタートアップグロースプログラム ※特定創業支援等事業 社会課題を解決し得るプロトタイプもしくは市場投入後間もない製品を有する事業者に対して、当該製品の市場投入・販路拡大等を通じた事業成長をめざし、事業プランの検証・改善や、経営、資本政策等の知識獲得などの支援を行う。 スタートアップアクセラレーションプログラム ※特定創業支援等事業 社会課題を解決し得る具体的な製品をすでに有しており、さらなる販路拡大や事業成長をめざす事業者に対して、事業プランの検証・改善や、経営、資本政策等の知識獲得などの支援を行う。 (2) 創業支援等事業の実施方法 イノベーション創出促進事業 社会課題解決型ビジネスをめざす者に対して、社会課題解決型ビジネスの経営基礎知識の習得やビジネスモデルの構築支援を専門家やメンターによる講義や壁打ちを通じて行う。また、起業をめざす者とパートナー（CxO等）との参加も可とすることで人材の育成支援を行い、さらにビジネス自社のビジネスモデルにあったファイナンスの知識獲得による事業成長の支援を図る。 スタートアップグロースプログラム 社会課題を解決し得るプロトタイプもしくは市場投入後間もない製品を有する事業者に対して、販売に向けた活動を通じた事業プランの検証、改善等の繰り返しにより製品の市場投入、普及をめざす。 また、事業内容に沿った経営・資金等の計画策定の支援、知識提供を行う。 支援は対面、オンライン面談、メール等で実施する。 スタートアップアクセラレーションプログラム 社会課題を解決し得る具体的な製品をすでに有しており、さらなる販路拡大や事業成長をめざす事業者に対して、販売等の実践的なサポートを通じた事業プランの検証・改善により、製品の販路拡大、事業成長に伴う社会的インパクトの創出をめざす。 また、事業内容に沿った経営・資金等の計画策定の支援、知識提供を行う。

支援は対面、オンライン面談、メール等で実施する。
計画期間
平成26年4月1日～令和9年3月31日 変更箇所については、令和7年4月1日～令和9年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第15回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2－1（創業相談窓口）【既存・（一部）特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第32項第1号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
(名称) 堺商工会議所 (所在地) 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町 130 番地 23 (代表者) 会 頭 葛村 和正 (連絡先) 中小企業振興部 経営支援課 TEL072-258-5503
創業支援等事業の目標
・堺商工会議所において創業者に対する窓口相談及び訪問による随時相談を年間 360 人以上実施し、45 人程度の創業実現を目標とする。 (堺商工会議所においての創業相談は、直近 3 年間平均で約 200 人であり、この度の取組みで 80%増を目標とする。) (堺商工会議所において把握している窓口相談利用者の創業件数は、直近 3 年間平均で約 30 件であり、この度の取組みで、50%増を目標とする。) 【年間目標数】 創業支援対象者数：360 人、創業者数：45 人
創業支援等事業の内容及び実施方法
※市が特定創業支援等事業者を証明するにあたり、当所に特定創業支援等事業の利用者の確認の依頼があったときには、当所が所有する利用者名簿と照合し、それを確認し、回答する。 (1) 創業支援等事業の内容 創業支援の個別相談窓口を設置する。 ※特定創業支援等事業 「ビジネスプランの作成」、「資金調達」、「販路開拓」、「IT」、「税務」、「労務」、「開業にともなう諸手続き」など、創業検討者が創業期において抱える問題を相談できる場とする。また、当所で開催のセミナー受講など集団指導を受けた者が、当該相談窓口を利用することで、個々の状況に応じた創業支援を受けることが可能となる。そこで、中小企業診断士、社会保険労務士、税理士、弁護士等専門家および当所職員が、1時間程度、無料で相談に応じ、アドバイスを行う。 ※特定創業支援等事業の要件について 当事業、別紙記載の当所実施特定創業支援等事業及び他機関実施の特定創業支援等事業を併せ、1 カ月以上にわたり、合計4回以上の継続的な支援を実施することにより「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識を身に付けさせる。これを「特定創業支援等事業」とする。（例えば、相談窓口利用2回、創業支援セミナー受講1回、販路開拓支援事業利用1回の場合、特定創業支援等事業とする。）また、当事業の相談員を別紙記載の「創業支援セミナー」「創業ゼミ」「交流会・勉強会」の講師として起用することで、両事業の連携を図る。 (2) 創業支援等事業の実施方法

堺商工会議所において、週5日間相談窓口を設置する。

中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、弁護士、当所職員（経営指導員）による相談窓口を設置する。

【堺市および各支援機関との連携】

- ・ 特定創業支援等事業者の証明について
市が特定創業支援等事業者を証明するにあたり、当所に特定創業支援等事業の利用者の確認の依頼があったときには、当所が所有する利用者名簿と照合し、それを確認し、回答する。
- ・ 事業の周知について
セミナーや勉強会に関する集客等の周知の際、堺市及び各支援機関（堺商工会議所、さかい新事業創造センター、堺市産業振興センター。以下同様）が持つ広報媒体（広報誌、ホームページ、メールマガジン等）を活用し、相互の連携により周知を図る。
- ・ 創業者への適切な支援の提供について
個々の創業者が抱える課題に応じて、堺市及び各機関が持つ支援制度（窓口相談、専門家（エキスパート）派遣、セミナー、資金助成制度、融資制度等）の利用案内を行う。
- ・ 効果的な事業運営について
より多くの創業支援者に事業を活用いただくべく、堺市及び各支援機関とセミナーの共同開催を行うなど、連携した創業者向け支援事業を行う。

計画期間

平成26年4月1日～令和9年3月31日

別表 2-2（創業ゼミ）【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第32項第1号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
(名称) 堺商工会議所 (所在地) 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町 130 番地 23 (代表者) 会 頭 葛村 和正 (連絡先) 中小企業振興部 経営支援課 Tel.072-258-5503
創業支援等事業の目標
「創業支援セミナー」、「創業ゼミ」、「創業交流会」などを通じ、年間 20 人の創業者輩出をめざす。 創業支援セミナーをはじめとするセミナー等の集団指導と、別紙記載の窓口・専門家や経営指導員による個別相談を実施することで相乗効果を高めていく。 (創業ゼミ等の受講者からの創業者は、直近 3 年間平均で約 5 人であり、前述の相談事業等との相乗効果を鑑み、この度の取組みで、4 倍増を目標としている。) ※安易な創業者の輩出は廃業率増加に繋がることから、創業相談者に対し、別紙記載の窓口相談とセミナー等を活用した必要な支援を当所職員がマネジメントすることで、きめ細やかなハズオン支援を実施する。 【年間目標数】 創業支援対象者数：140 人、創業者数：20 人
創業支援等事業の内容及び実施方法
※市が特定創業支援等事業者を証明するにあたり、当所に特定創業支援等事業の利用者の確認の依頼があったときには、当所が所有する利用者名簿と照合し、それを確認し、回答する。 (1) 創業支援等事業の内容 ①創業支援セミナー、②創業ゼミの実施、③創業交流会 ①創業支援セミナー ※特定創業支援等事業 【1日開催を1～2回】年間60人 ⇒創業検討者に創業を行うための大きな流れや、基礎知識を学習してもらうため実施する。 ②創業ゼミ ※特定創業支援等事業 【複数日開催】年間30人 ⇒創業に対する大まかな流れや基礎知識の習得に加え、創業計画書作成方法を学習してもらうため実施。 カリキュラムは創業の心構えから具体的な創業計画書作成までとする。創業計画書作成においては、収支計画や資金計画など受講生各人で計画を作成するため、座学だけではなく、個別作成やグループワークの時間を設ける。 また、カリキュラムに沿った内容のサブ資料の提供や、ゼミ内において受講者同士の交流を図るなど工夫していくことで、受講者と講師・職員との良好な関係を構築する。 ③創業交流会 ※特定創業支援等事業 【1日開催】50人 ⇒創業検討者同士で交流を深めることで、人脈・取引の拡大及び悩みを共有し合い、今後の経営課題の解決を図るため実施する。 ※特定創業支援等事業の要件について 当事業、別紙記載の当所実施特定創業支援等事業及び他機関実施の特定創業支援等事業を併せ、1カ月以上にわたり、合計4回以上の継続的な支援を実施することにより「経営」「財務」

「人材育成」「販路開拓」の4つの知識を身に付けさせる。これを「特定創業支援等事業」とする。（例えば、創業ゼミ受講2回（2日間）、相談窓口利用1回、販路開拓支援事業利用1回の場合、特定創業支援等事業とする。）

但し、創業ゼミ及び交流会等については、受講した回数をカウント。

例）3日間開催の場合で2日受講⇒2回

別紙記載の窓口相談事業の講師を創業支援セミナー・創業ゼミなどのセミナー講師に起用することにより、両事業間の連携を図り、創業支援の相乗効果を高める。

（２）創業支援等事業の実施方法

①創業支援セミナー

⇒1日で創業に関する基礎知識を一通り習得できるセミナーを年1～2回開催。

②創業ゼミ

⇒複数日で創業に関する基礎知識を一通り習得できることに加え、自身の創業計画書が作成できるよう開催。

③創業交流会

⇒1日で人脈・取引の拡大及び創業に関する悩みを共有し合える仲間に出会えるよう開催。

【堺市および各支援機関との連携】

・特定創業支援等事業者の証明について

市が特定創業支援等事業者を証明するにあたり、当所に特定創業支援等事業の利用者の確認の依頼があったときには、当所が所有する利用者名簿と照合し、それを確認し、回答する。

・事業の周知について

セミナーや勉強会に関する集客等の周知の際、堺市及び各支援機関（堺商工会議所、さかい新事業創造センター、堺市産業振興センター。以下同様）が持つ広報媒体（広報誌、ホームページ、メールマガジン等）を活用し、相互の連携により周知を図る。

・創業者への適切な支援の提供について

個々の創業者が抱える課題に応じて、堺市及び各機関が持つ支援制度（窓口相談、専門家（エキスパート）派遣、セミナー、資金助成制度、融資制度等）の利用案内を行う。

・効果的な事業運営について

より多くの創業支援者に事業を活用いただくべく、堺市及び各支援機関とセミナーの共同開催を行うなど、連携した創業者向け支援事業を行う。

計画期間

平成26年4月1日～令和9年3月31日

変更箇所については、令和5年6月23日～令和9年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第12回認定日以降の申請が対象となる

別表 2-3 (人材育成・販路開拓支援事業) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第32項第1号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
(名称) 堺商工会議所 (所在地) 〒591-8025 大阪府堺市北区長曽根町 130 番地 23 (代表者) 会 頭 葛村 和正 (連絡先) 中小企業振興部 経営支援課 TEL072-258-5503
創業支援等事業の目標
市内中小企業者への支援として、人材育成・販路開拓支援事業を、年間 4 回以上実施し、創業期にある事業者の支援に繋げる。 堺商工会議所での各種人材育成・販路開拓支援事業のうち、4 事業の利用事業所数は、直近 3 年間平均で約 200 事業所であり、この度の取組みで、利用事業所の 5%が創業者（創業予定者～創業 5 年目まで）となることを目標とし、創業者支援目標件数は、年間 10 人程度とする。 ※参考：別表 2-2 に記載する事業との違い 別表 2-2 に記載する事業は、創業者（開業予定者・開業間もない者）のみを対象としているのに対し、別表 2-3 に記載する事業は、創業者（開業予定者～創業 5 年目まで）に特化せず、創業者を含む中小企業を対象とした事業であるため、別個の創業支援等事業として記載するもの。 【年間目標数】 創業支援対象者数：200 人、創業者数：10 人
創業支援等事業の内容及び実施方法
※市が特定創業支援等事業者を証明するにあたり、当所に特定創業支援等事業の利用者の確認の依頼があったときには、当所が所有する利用者名簿と照合し、それを確認し、回答する。 (1) 創業支援等事業の内容 ・人材育成支援事業 ※特定創業支援等事業 新入社員の基礎教育や幹部社員育成、代表者の能力向上を目的としてセミナーを、適宜、開催することにより、市内中小企業の人材育成を総合的に支援する。セミナーのカリキュラム例としては、「ビジネスマナー」「報・連・相」「幹部社員に求められるコミュニケーション能力」「社員の育成方法」等を実施する。 ・販路開拓支援事業 ※特定創業支援等事業 新規顧客の開拓・販売促進を目的とした「商談会」「セミナー」を、複数回開催することにより、市内中小企業者の販路開拓を総合的に支援する。「商談会」「セミナー」の例としては、一般的な展示商談会に加え、大型店・百貨店・スーパーのバイヤーをターゲットとした売込型商談会の他、展示商談会への効果的な出展方法を学ぶセミナー等を実施する。 (2) 創業支援等事業の実施方法 人材育成・販路開拓支援事業については、経営指導員が相談者のニーズを掴み、テーマ・開催方法を柔軟に検討し、実施する。

※特定創業支援等事業の要件について

当事業、別紙記載の当所実施創業支援等事業及び他機関実施の創業支援等事業を併せ、1カ月以上にわたり、合計4回以上の継続的な支援を実施することにより「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識を身に付けさせる。これを「特定創業支援等事業」とする。（例えば、創業支援セミナー受講1回、相談窓口利用2回、販路開拓支援事業利用1回の場合、特定創業支援等事業とする。）

【堺市および各支援機関との連携】

- ・ 特定創業支援等事業者の証明について
市が特定創業支援等事業者を証明するにあたり、当所に特定創業支援等事業の利用者の確認の依頼があったときには、当所が所有する利用者名簿と照合し、それを確認し、回答する。
- ・ 事業の周知について
セミナーや勉強会に関する集客等の周知の際、堺市及び各支援機関（堺商工会議所、さかい新事業創造センター、堺市産業振興センター。以下同様）が持つ広報媒体（広報誌、ホームページ、メールマガジン等）を活用し、相互の連携により周知を図る。
- ・ 創業者への適切な支援の提供について
個々の創業者が抱える課題に応じて、堺市及び各機関が持つ支援制度（窓口相談、専門家（エキスパート）派遣、セミナー、資金助成制度、融資制度等）の利用案内を行う。
- ・ 効果的な事業運営について
より多くの創業支援者に事業を活用いただくべく、堺市及び各支援機関とセミナーの共同開催を行うなど、連携した創業者向け支援事業を行う。

計画期間

平成26年4月1日～令和9年3月31日

別表２－４（インキュベーション事業）【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第２条第３２項第１号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
(１) 氏名又は名称 株式会社さかい新事業創造センター (２) 住所 堺市北区長曽根町130番地42 (３) 代表者の氏名 代表取締役社長 利國 信行 (４) 連絡先 TEL072-240-3775
創業支援等事業の目標
当センターに入居する者（約５０者）のハンズオン支援を実施し、創業後５年以内の事業者存続率９０％をめざす。 特に、創業準備デスクの入居者及び小スペースの個人事業主等、これから創業しようとする者、また創業間もない起業家について、創業及び事業継続を促進すべく重点的に支援する。 ・創業準備デスク８ブース ・小スペース（オフィス15～16.6㎡）に入居する創業間もない個人事業主 目標とする創業割合 開業届から法人成りまで１００％をめざす。 （これまでのインキュベーション支援において、法人成りは90%弱の達成実績であるが、本事業計画を市及び関係機関との連携で行うことにより100%の達成をめざす。） 【年間目標数】 創業支援対象者数：５０人、創業者数：５０人
創業支援等事業の内容及び実施方法
※市が特定創業支援等事業者を証明するにあたり、当社に特定創業支援等事業の利用者の確認の依頼があったときには、当社が所有する利用者名簿と照合し、それを確認し、回答する。 (１) 創業支援等事業の内容 インキュベーション事業 ※特定創業支援等事業 【支援メニュー】 育成支援総合サポート・・・中小企業診断士や技術、デザインなど専門分野の異なるインキュベーション・マネージャー３人が個々企業の日々の課題解決をはじめとする総合的な経営サポート（ハンズオン支援）を行う。 事業活動支援・・・・・・・・ウェブサイトやパンフレット、メディアへの情報提供等による入居企業PR、ビジネスフェア、展示会等への出展支援などを行う。 成長支援プログラム・・・経営者の資質を高めるために、様々なテーマでセミナーを開催したり、基幹的な業務にかかる知識習得の機会提供として経営・財務・人材育成・販路拡大などの経営者勉強会を実施する（年１０～１５回程度）。 交流会・・・・・・・・入居者（企業）、卒業企業、地域企業、支援機関、金融機関等による交流会を実施する。 産学連携・・・・・・・・大阪公立大学をはじめとする大学と入居企業との連携支援 産業支援機関連携・・・・・・（公財）堺市産業振興センター・堺商工会議所・大阪産業技術研究所・金融機関・他のインキュベーションとの連携支援。 ※特定創業支援等事業の要件について 主に士業を講師として、経営・財務・人材育成・販路開拓などをテーマとして４回以上、１カ月以上の継続的な経営者勉強会（成長支援プログラム）を実施する。当該テーマの勉強会チラシには「特定創業支援等事業」である旨を明示し、該当する回の出席者について特定

創業支援を受講したものとする。また、入居者へのIM相談についても1カ月以上のハンズオン支援が継続される中で経営・財務・人材育成・販路開拓などの課題解決の相談を4回以上受けたものを、特定創業支援受講者とする。

(2) 創業支援等事業の実施方法

3人のインキュベーション・マネージャーが定期的に、また必要に応じて随時面談を実施し、事業担当マネージャー、業務担当マネージャーとの連携の元、個々の創業者の課題に応じて経営・財務・人材育成・販路開拓など事業立ち上げ時のさまざまな問題に対する解決支援や勉強会、事業計画の進捗アドバイス、各種ビジネスマッチング等を実施し、事業の持続的・継続的發展を支援する。

【堺市および各支援機関との連携】

- ・堺市からの事業受託について
当社のビジネスインキュベーションとしての専門的な支援機能をもって、「インキュベーション事業」を市から受託し、運営する。
- ・特定創業支援等事業者の証明について
市が特定創業支援等事業者を証明するにあたり、当社に特定創業支援等事業の利用者の確認の依頼があったときには、当社が所有する利用者名簿と照合し、それを確認し、回答する。
- ・事業の周知について
セミナーや勉強会に関する集客等の周知の際、堺市及び各支援機関（堺商工会議所、さかい新事業創造センター、堺市産業振興センター。以下同様）が持つ広報媒体（広報誌、ホームページ、メールマガジン等）を活用し、相互の連携により周知を図る。
- ・創業者への適切な支援の提供について
個々の創業者が抱える課題に応じて、堺市及び各機関が持つ支援制度（窓口相談、専門家（エキスパート）派遣、セミナー、資金助成制度、融資制度等）の利用案内を行う。
- ・効果的な事業運営について
より多くの創業支援者に事業を活用いただくべく、堺市及び各支援機関とセミナーの共同開催を行うなど、連携した創業者向け支援事業を行う。

計画期間

平成26年4月1日～令和9年3月31日

別表２－５（創業・スタートアップ創出育成支援業務）【既存・特定創業支援等事業】
市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第２条第３２項第１号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
(１) 氏名又は名称 株式会社さかい新事業創造センター (２) 住所 堺市北区長曽根町130番地42 (３) 代表者の氏名 代表取締役社長 利國 信行 (４) 連絡先 TEL072-240-3775
創業支援等事業の目標
アントレプレナーの育成を目的として、これから起業しようとする潜在的アントレプレナーを発掘し起業意識の醸成及び起業家としての育成を図る。 【目標】 ・起業家育成キャンパス事業として、直近3年間平均で年間受講者約30人に対し、創業者は約10人であることから計画期間内における一年度間のキャンパス生受け入れ人数を30人として、例年どおり10人程度の起業者の輩出を目標とする。 ・起業家支援事業のうち、若者起業家輩出プログラムにおいて年間10人、起業マインド醸成ワークショップ・セミナーにおいて年間60人、女性起業創業スクールにおいて年間6人の創業希望者を支援する。受講者合計人数を76人として、6人程度の起業者の輩出を目標とする。 【年間目標数】 創業支援対象者数：106人、創業者数：16人
創業支援等事業の内容及び実施方法
※市が特定創業支援等事業者を証明するにあたり、当社に特定創業支援等事業の利用者の確認の依頼があったときには、当社が所有する利用者名簿と照合し、それを確認し、回答する。 (１) 創業支援等事業の内容 起業家育成キャンパス事業 ※特定創業支援等事業 起業に向けた活動の支援を希望する者を対象として、創業分野の専門家が定期的にマンツーマンでの面談を実施し、起業志望者の事業計画ブラッシュアップやそれぞれの起業前の課題解決（経営、財務、人材育成、販路開拓）を行うことにより起業促進を行う。また、必要に応じてS-Cubeがもつネットワークを活かして他機関の経営支援の専門家を紹介するなど起業に向けた活動を広くサポートする。 起業家支援事業 ①若者起業家輩出プログラム ※特定創業支援等事業 学生など若年層の創業希望者を対象に、経営における課題解決等について学ぶセミナーやワークショップ等を開催し、起業促進を行う。 ②起業マインド醸成ワークショップ・セミナー ※特定創業支援等事業 起業活動を支援するため、支援対象者のニーズにそった内容のプログラムを実施するとともに講師及び参加者相互の交流を図るための場を提供する。 ③女性起業創業スクール ※特定創業支援等事業 起業に向けた一歩目を支援するため、ライフステージにあったキャリア設計を考える機会として起業スキル・知識の習得と講師及び参加者相互の交流を図るための場を提供する。

※特定創業支援等事業の要件について

起業家育成キャンパス事業

3カ月を1クールとして創業分野の専門家により、起業志望者に対して各人の段階に応じた起業活動に関するマンツーマンでの指導を行い、一年度間に2～3クール程度行い、定員は1クールにつき10人とする。特定創業支援等事業の要件として、経営、財務、人材育成、販路開拓等についての課題を解決するために事業計画のブラッシュアップを行い、3ヶ月間（1クール）を修了した者を特定創業支援等事業を受講したものとする。

起業家支援事業

①若者起業家輩出プログラム

学生など若者を対象に、各人の段階に応じた起業活動に関するメンタリングや勉強会を通じ、6ヶ月間（4回程度）に、事業計画策定やHP作成、起業家マインドの醸成などの経営における課題解決等についてブラッシュアップを行い、プログラムを修了した者を、特定創業支援等事業を受講したものとする。

事業の要件を満たすためには、4回、1ヶ月以上、経営、財務、人材育成、販路開拓の支援を受け、知識を習得する必要がある。

②起業マインド醸成ワークショップ・セミナー

若者や学生を対象に起業という選択肢を提供し、アイデア創出や起業意欲の向上を図るためのワークショップ・セミナーを開催する。ワークショップ・セミナーを受講した者を特定創業支援等事業を受講したものとする。特定創業支援等事業の要件を満たすためには、他の認定創業支援等事業と合わせて4回、1ヶ月以上、経営、販路開拓、財務、人材育成の支援を受け、知識を習得する必要がある。

③女性起業創業スクール

女性を対象に起業に向けた1歩目のチャレンジとコミュニティづくりを支援するため、自身のスキルの再確認、アイデア・事業計画の作り方、財務・税務の知識習得、マーケティングなど、4カ月間（4～6回程度）のスクールを行い、プログラムを修了した者を特定創業支援等事業を受講したものとする。

（2）創業支援等事業の実施方法

起業家育成キャンパスは、3カ月を1クールとして創業分野の専門家により、起業志望者に対して各人の段階に応じた起業活動に関するマンツーマンでの指導を行う。一年度間に2～3クール程度行い、定員は1クールにつき10人とする。

若者起業家輩出プログラムは、主に学生等を対象に、6ヶ月間、4回程度のプログラムを実施し、定員は10人とする。

起業マインド醸成ワークショップ・セミナーは、若手起業家等を対象に、随時（年4回以上）実施し、定員は15人とする。

女性起業創業スクールは女性を対象に、4カ月間（4～6回程度）実施し、定員は6人とする。

【堺市および各支援機関との連携】

・堺市から事業受託について

当社のビジネスインキュベーションとしての専門的な支援機能をもって、上記2事業を「創業・スタートアップ創出育成支援業務」として市から受託し、運営する。

・特定創業支援等事業者の証明について

市が特定創業支援等事業者を証明するにあたり、当社に特定創業支援等事業の利用者の確認の依頼があったときには、当社が所有する利用者名簿と照合し、それを確認し、回答する。

・事業の周知について

セミナーや勉強会に関する集客等の周知の際、堺市及び各支援機関（堺商工会議所、さかい新事業創造センター、堺市産業振興センター。以下同様）が持つ広報媒体（広

報誌、ホームページ、メールマガジン等）を活用し、相互の連携により周知を図る。 ・ 創業者への適切な支援の提供について 個々の創業者が抱える課題に応じて、堺市及び各機関が持つ支援制度（窓口相談、専門家（エキスパート）派遣、セミナー、資金助成制度、融資制度等）の利用案内を行う。 ・ 効果的な事業運営について より多くの創業支援者に事業を活用いただくべく、堺市及び各支援機関とセミナーの共同開催を行うなど、連携した創業者向け支援事業を行う。
計画期間
平成26年4月1日～令和9年3月31日 変更箇所については、令和7年4月1日～令和9年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第15回認定日以降の申請が対象となる

別表２－６（ビジネスマッチング、エキスパート派遣、人材育成事業）【既存・特定創業支援等事業】 市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第２条第３２項第１号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
（１）氏名又は名称 公益財団法人堺市産業振興センター （２）住所 大阪府堺市北区長曾根町 183 番地 5 （３）代表者の氏名 理事長 利國 信行 （４）連絡先 072-255-6700
創業支援等事業の目標
公益財団法人堺市産業振興センターにおいて①ビジネスマッチング事業②エキスパート派遣事業③人材育成事業による創業者支援を実施する。 （令和５年度支援者数：２人） ※なお、当該支援を受ける創業者は、創業間近、若しくは創業間もないものが大勢であり、100%の創業を目標とする。なお、当該事業の活用に適さない創業者については、商工会議所の個別相談窓口に誘導する。 【年間目標数】 創業支援対象者数：10 人、創業者数：10 人
創業支援等事業の内容及び実施方法
※市が特定創業支援等事業者を証明するにあたり、当財団に特定創業支援等事業の利用者の確認の依頼があったときには、当財団が所有する利用者名簿と照合し、それを確認し、回答する。 （１）創業支援等事業の内容 ・ビジネスマッチング事業 ※特定創業支援等事業の一部（販路開拓の知識） 堺市産業振興センターの専門的な知識と幅広いネットワークを有するコーディネーターと担当職員が市内の中小企業を直接訪問し、その企業の製品・技術情報や経営課題の情報収集を行い、企業の相談内容に応じて販路開拓にかかる指導を行うとともに、ニーズに応じて中小企業間等のビジネスマッチングを実施する。 企業からの相談があれば、訪問して現状や課題、要望などのヒアリングを行い、企業の相談内容に応じて販路開拓にかかる指導を行った上で最適なマッチング先を探索する。接点がありそうなマッチング先を訪問し情報提供のうえ、マッチングを行う。 ※特定創業支援等事業の要件について 販路開拓の指導を受けた者が、ビジネスマッチングで連携の成果（商取引の成立）に至ったことをもって、特定創業支援等事業「販路開拓」の成果とする。特定創業支援等事業の要件を満たすためには、他特定創業支援等事業（他の創業支援機関の特定創業支援等事業を含む）にて、４回、１カ月以上、経営、財務、人材育成の支援を受け知識を習得する必要がある。 ・エキスパート派遣事業 ※特定創業支援等事業 市内に事業所がある、経営の向上をめざす中小企業や個人事業を営む方を対象に、約１００人の登録エキスパートの中から最適なエキスパートを選定し派遣することで、経営上の課題解決のためのアドバイスや改善活動支援を実施する。 企業や個人事業主の依頼があれば、まず、エキスパートと担当職員が依頼先に訪問し、ヒアリングを実施し、経営課題の洗い出しを行ったうえで、支援内容について実施計画を策定す

る。その実施計画に基づき、エキスパートと担当職員が訪問し支援を実施する。

※特定創業支援等事業の要件について

エキスパート派遣の支援テーマによって、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の支援実績を個別に付与するが、1テーマ当たり1回以上、単独付与にあつては全4回以上の面接指導を行なうことを条件とする。

・人材育成事業 **※特定創業支援等事業**

中小企業の次世代を担う、実践的なリーダーの育成を目的として、経営に必要とされる諸知識を体系的に学ぶことができる連続講座を実施する。また、各種セミナーを開催し、中小企業の経営者、管理者、技術者等のスキルアップの機会を提供することで、市内中小企業の人材育成の総合的な支援を実施する。

※特定創業支援等事業の要件について

セミナーのテーマによって、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の支援実績を個別に付与するが、1テーマ当たり1回以上、単独付与にあつては全4回以上のセミナー受講を条件とする。

(2) 創業支援等事業の実施方法

堺市産業振興センターの施設を活用し、堺市産業振興センター経営支援課のコーディネーター、登録エキスパート、並びに職員が実施する。

【堺市および各支援機関との連携】

- ・特定創業支援等事業者の証明について
市が特定創業支援等事業者を証明するにあたり、当財団に特定創業支援等事業の利用者の確認の依頼があったときには、当財団が所有する利用者名簿と照合し、それを確認し、回答する。
- ・事業の周知について
セミナーや勉強会に関する集客等の周知の際、堺市及び各支援機関（堺商工会議所、さかい新事業創造センター、堺市産業振興センター。以下同様）が持つ広報媒体（広報誌、ホームページ、メールマガジン等）を活用し、相互の連携により周知を図る。
- ・創業者への適切な支援の提供について
個々の創業者が抱える課題に応じて、堺市及び各機関が持つ支援制度（窓口相談、専門家（エキスパート）派遣、セミナー、資金助成制度、融資制度等）の利用案内を行う。
- ・効果的な事業運営について
より多くの創業支援者に事業を活用いただくべく、堺市及び各支援機関とセミナーの共同開催を行うなど、連携した創業者向け支援事業を行う。

計画期間

平成26年4月1日～令和9年3月31日

変更箇所については、令和7年4月1日～令和9年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第15回認定日以降の申請が対象となる。